

### 31.30 (特殊出願 - 8)

昭和45年の改正前の特許法（以下「旧法」という。）に基づいてなされた特許出願又はその特許出願に係る手続補正書について、改正後の特許法（以下「新法」という。）施行後に出願の分割若しくは出願の変更又は手続補正書の補正の却下に基づく新出願（以下「分割、変更出願等」という。）がされた場合において、その分割、変更出願等の願書の提出日から7年経過後に、分割、変更出願等の要件を満たさないことが判明した分割、変更出願等の取扱い（特・実）

標記出願は、出願審査の請求期間を経過しているので、特許法第48条の3第4項の規定により取り下げたものとみなされる。

（説明）

分割、変更出願等をしてその特許出願日の遡及の利益を享受するためには、当然、分割、変更出願等の要件を満たしていなければならない。また、法律上の根拠なくして、出願審査の請求の期間の特例等（例えば、審査請求なしに新法に基づき審査を行う。7年経過後であっても、通知から一定期間内であれば審査請求を認める等）を認めることは、新法の体系、他規定（特許法第48条の3第2項）の趣旨等からみて、法律的には困難と考えられるので本文のとおり取り扱う。